

## 令和 8 年度復興庁政策評価実施計画

令和 8 年 3 月 30 日  
内閣総理大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 8 年度復興庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

令和 8 年度の 1 年間とする。

### 2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

計画期間内における事後評価の対象とする政策及び評価の方法は、以下のとおりとする。

(1) 復興庁政策評価基本計画（令和 8 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

(ア) 復興庁政策体系（別紙）に掲げる政策

該当なし

(イ) 規制に係る政策

該当なし

(ウ) 租税特別措置等に係る政策

避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

(3) その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

(別紙)

復興庁政策体系

政策	施策
復興施策の推進	(1) 復興支援に係る施策の推進
	(2) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	(3) 福島国際研究教育機構に係る施策の推進